平成２６年３月２８日判決言渡　同日原本交付　裁判所書記官　小澤三津子

平成２５年（行ケ）第６３号　審決取消請求事件

口頭弁論終結日　平成２５年１２月６日

判　　決

岩手県大船渡市盛町字内ノ目１２番地１３

原　　告　株式会社匠建設

同代表者代表取締役　中嶋　豊

同訴訟代理人弁護士　奥　毅

同　妹尾佳明

同　小根山祐二

東京都千代田区霞が関一丁目１番１号

被　　告　公正取引委員会

同代表者委員長　杉本和行

同指定代理人　中里浩

同　北脇俊之

同　瀬島由紀子

同　堤勝利

同　岩下生知

主　　文

１　原告の請求を棄却する。

２　訴訟費用は原告の負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

１　公正取引委員会平成２３年（判）第１号ないし第３号及び第７号課徴金納付命令審判事件について，被告が平成２５年５月２２日付けで原告に対してした審決を取り消す。

東　京　高　等　裁　判　所

２　訴訟費用は被告の負担とする。

第２　事案の概要

１　被告は，原告が，岩手県が行っていた条件付一般競争入札，指名競争入札，受注希望型指名競争入札等の方法により，同県が建築一式工事についてＡの等級に格付している者のうち同県内に本店を置く者（これらの者のみを構成員とする特定共同企業体（以下「ＪＶ」という。）を含む。）のみを入札参加者として発注する建築一式工事（以下「岩手県発注の特定建築工事」という。）につき，他の事業者と共同して，受注価格の低落防止及び受注機会の均等化を図るため，基本合意の下に，受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，岩手県発注の特定建築工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって，これは，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号）附則２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）２条６項に規定する「不当な取引制限」に該当し，独占禁止法３条に違反するものであり，同法７条の２第１項に規定する「役務の対価に係るもの」であるとして，平成２２年１２月２０日，原告に対し，課徴金納付命令を発し，平成２３年３月７日，同課徴金納付命令に係る審判開始決定をし，審判手続を経て，平成２５年５月２２日付けで原告に対し，２１１１万円の課徴金の納付を命ずる審決（公正取引委員会平成２３年（判）第１号ないし第３号及び第７号。以下「本件審決」という。）をした。

２　本件は，原告が，被告に対し，本件審決について，独占禁止法７条の２第１項に規定する「当該…役務」の該当性に関する実質的証拠が存在しないこと等の違法事由があると主張して，独占禁止法８２条に基づき，本件審決の取消しを求めた事案である。

東　京　高　等　裁　判　所

第３　前提事実等（争いのない事実及び本件審決の認定事実のうち原告が実質的証拠の不存在を主張しない事実並びに弁論の全趣旨によって認められる事実）

１　当事者等

原告は，岩手県大船渡市を本店所在地とし，土木建築請負業等を目的とする株式会社であり，独占禁止法７条の２第２項１号の「事業者」に該当する。

「トラスト・メンバーズ」は，平成６年１１月，原告を含む岩手県内の建設業者らによって結成された任意団体であって，平成１４年１２月には「ＴＳＴ親交会」と改称し，平成１６年１０月２８日に解散するまで，その活動を継続してきた。

原告は，上記結成から解散までの間，継続して，「トラスト・メンバーズ」又は「ＴＳＴ親交会」（以下，両者を併せて「ＴＳＴ親交会等」という。）の会員であった。

２　岩手県の特定建築工事の発注の方法等

(1)　入札の方法等

ア　入札の種類

岩手県は，同県が発注する建築一式工事の大部分を，後記(ｱ)から(ｳ)までのいずれかの方法で発注していた。

(ｱ)　条件付一般競争入札

岩手県は，条件付一般競争入札に付する工事については，入札参加資格要件を設定の上，対象工事の概要と併せて事前に公告し，入札参加希望者を募り，条件付一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の中から入札参加資格要件を充足する者全てを入札参加者としていた。

また，公告において，工事の設計金額が事前に公表されており，原則として設計金額が工事の予定価格とされた。そして，予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者が落札者とされた。

(ｲ)　指名競争入札

岩手県は，指名競争入札に付する工事については，資格者の中から，施工成績，技術的適性，地理的条件，手持ち工事量等を総合的に勘案して，原則として１０社を入札参加者として指名していた。

予定価格及び指名業者名の入札前の公表は，行われなかった。

(ウ) 受注希望型指名競争入札

岩手県は，受注希望型指名競争入札に付する工事については，個々の工事ごとに地域要件，施工実績要件といった入札参加資格要件を事前に公表して，入札参加希望者を募り，入札参加希望者のうち入札参加資格要件を充足する者の中から，地理的条件を優先しつつ，施工成績，技術的適性，手持ち工事量等を総合的に勘案して，２０社を上限として入札参加者を指名していた。

予定価格及び指名業者名の入札前の公表は，行われなかった。

イ 再度入札

岩手県は，指名競争入札及び受注希望型指名競争入札において，１回目の入札で予定価格に達しない場合には，参加者に対し当該入札における最低入札価格を告知した後，原則２回を限度として再度入札を実施し，３回目の入札で予定価格に達しない場合には，指名業者を選定し直して改めて入札を実施する，あるいは予定価格と最低入札価格との差が少ない等の場合には，一部の入札参加者から見積書を徴した上で，随意契約に移ることとしていた。

(2) その他

ア くじ引き

岩手県は，落札となるべき価格で入札した者が２社以上いる場合は，同額で入札した者にくじを引かせて落札者を決定していた。

イ 低入札価格調査制度等

岩手県は，低価格による入札への対応として，条件付一般競争入札につ

いては，全て低入札価格調査制度を適用し，入札の結果，あらかじめ設定した調査基準価格を下回る額で入札した者がいる場合には，その者を直ちに失格とするのではなく，落札者の決定を保留することとし，当該入札額によって契約の内容に適合した履行がされるか否かを，最低額入札者から順次調査した上で，履行可能である者を落札者とし，その際，履行可能な者がいないときは，調査基準価格以上で入札した者のうち入札額の一番低い者を落札者としていた。

また，岩手県は，指名競争入札及び受注希望型指名競争入札については，あらかじめ最低制限価格を設定する場合があり，設定した工事については，入札の結果，最低制限価格を下回る額で入札した者がいる場合には，当該入札者を失格とし，最低制限価格以上で入札した者のうち入札額の一番低い者を落札者としていた。

3　本件審決に至る経緯

(1)　排除措置命令と審決

被告は，原告を含む被審人８０社が，それぞれ，自社を除く被審人ら等と共同して，遅くとも平成１３年４月１日（ただし，９社については中途参加した日）以降行っていた岩手県が指名競争入札等の方法により発注する岩手県発注の特定建築工事について，受注価格の低落防止及び受注機会の均等化を図るため，基本合意の下に受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，岩手県発注の特定建築工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであり，これは独占禁止法２条６項に規定する不当な取引制限に該当し，独占禁止法３条に違反するものであるとして，平成２２年３月２３日付けで，原告を含む被審人７９社（上記被審人８０社から，特別清算が開始された１社を除いたものである。）に対し，排除措置を命ずる審決（公正取引委員会平成１７年（判）第１４号。以下「本案審決」という。）をした。

東　京　高　等　裁　判　所

これに対し，原告は，本案審決の取消しを求める訴えを東京高等裁判所に提起したが，同裁判所は，平成２４年１２月２０日，原告の請求を棄却する判決を言い渡した。

これに対し，原告は，最高裁判所に対し，上記判決に対する上告及び上告受理の申立てをしたが，同裁判所は，平成２５年７月５日，原告の上告を棄却するとともに，上告受理の申立てについて上告不受理の決定をしたため，本案審決は確定した。なお，本案審決のうち，大森工業株式会社（以下「大森工業」という。）に係る審決については，大森工業の訴えを受けて，東京高等裁判所が審決を取り消す旨の判決を言い渡し，同判決は上告されることなく確定した（本案審決が認定した違反行為（ただし，大森工業に係る部分を除く。）を，以下「本件違反行為」という。）。

(2) 課徴金納付命令と本件審決

被告は，本案審決に基づき，本件違反行為は，独占禁止法７条の２第１項に規定する「役務の対価に係るもの」であるとして，原告に対し，平成２２年１２月２０日付けで課徴金納付命令を発し，審判手続を経て，平成２５年５月２２日付けで本件審決をした。

4 本件審決の前提となる本件違反行為の概要

本件審決の前提となる本件違反行為の概要は，次のとおりである。

原告を含む１０５社（本案審決別紙１記載の８０社から大森工業を除いた７９社，同別紙３記載の５社，同別紙４記載の１０社及び同別紙５記載の１１社を合わせたものであり，以下「１０５社」という。）は，いずれも建設業を営み又は営んでいた者であるが，遅くとも平成１３年４月１日（同別紙６記載の事業者のうち大森工業を除く事業者については中途参加した日）以降，岩手県発注の特定建築工事につき，受注価格の低落防止及び受注機会の均等化を図るため，下記の合意（以下「本件基本合意」という。）の下に受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に

反して，岩手県発注の特定建築工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

記

(1) 当該工事について受注を希望する者又はＪＶ（以下，両者を併せて「受注希望者」という。）は，１０５社が会員となっていたＴＳＴ親交会等の会長又は地区役員に対し，その旨を表明し，

ア　受注希望者が１名のときは，その者を受注予定者とする。

イ　受注希望者が複数のときは，「継続性」（主として過去に自社が施工した建築物の工事であること），「関連性」（主として過去に自社が施工した建築物と関連する建築物の工事であること），「地域性」（主として工事場所が自社の事務所に近いこと）等の事情を勘案して，受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定する。

(2) 受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する。

５　課徴金の計算の基礎となる事実及び課徴金額の算定

(1) 課徴金の計算の基礎となる事実（原告の受注物件等）

原告が，本件違反行為の実行期間である平成１３年１０月２６日から平成１６年１０月２５日までの３年間（以下「本件実行期間」という。）に受注した岩手県発注の特定建築工事は，下記アからオまでのとおりであり（別紙１参照），これらの各工事（以下「本件各物件」という。）が，課徴金の計算の基礎とされた。

ア　物件３５

(ア) 物件３５は，岩手県立大船渡病院（以下「大船渡病院」という。）調乳室その他改修工事であり，その入札は，平成１３年１２月３日，指名競争入札の方法により，原告を含む１０社が参加して行われ，原告が，予定価格（消費税額を含まない額である。以下同じ。）９３９万円

東京高等裁判所

の８５．２０パーセントに相当する入札価格８００万円で落札し，これを受注した。各入札参加者の入札価格（消費税額を含まない額である。以下同じ。）等は，別紙２－１に記載のとおりである。

(イ) 原告は，岩手県との間で，同月１１日，上記入札価格８００万円に消費税額を加算した８４０万円の代金により物件３５の工事請負契約を締結し，その後，平成１４年３月８日，上記契約金額は，１０７７万０９００円（税込）に増額変更された。

イ　物件３７

物件３７は，県営赤沢アパート４・５号棟外壁等改修工事であり，その入札は，平成１３年１２月１４日，指名競争入札の方法により，原告を含む１０社が参加して行われ，原告が，予定価格１２０８万円の９９．３４パーセントに相当する入札価格１２００万円で落札し，これを受注した。各入札参加者の入札価格等は，別紙２－２に記載のとおりである。

ウ　物件５８

(ア) 物件５８は，大船渡病院診療棟増築等（建築）工事であり，その入札は，平成１４年６月２５日，条件付一般競争入札の方法により，原告を含む１３社が参加して行われ，原告が，予定価格３億４１００万円の８７．７６パーセントに相当する入札価格３億０００５万４０００円で落札し，これを受注した。各入札参加者の入札価格等は，別紙２－３に記載のとおりである。

(イ) 原告は，岩手県との間で，同年７月８日，上記入札価格３億０００５万４０００円に消費税額を加算した３億１５０５万６７００円の代金により物件５８の工事請負契約を締結し，その後，同年１２月１６日から平成１６年１月１３日にかけて，上記契約金額は，３億４１６８万１５５０円（税込）に増額変更された。

エ　物件１０１

(ア) 物件１０１は，県営長谷堂アパート（５号棟）建設（建築）工事であり，その入札は，平成１５年８月６日，条件付一般競争入札の方法により，原告を含む１２社が参加して行われ，原告が，予定価格１億６５１７万７０００円の９５．００パーセントに相当する入札価格１億５７１５万４０００円で落札し，これを受注した。各入札参加者の入札価格等は，別紙２－４に記載のとおりである。

(イ) 原告は，岩手県との間で，同月２０日，上記入札価格１億５７１５万４０００円に消費税額を加算した１億６５０１万１７００円の代金により物件１０１の工事請負契約を締結し，その後，平成１６年１月１４日及び同年３月５日，上記契約金額は，２億０４９４万７４００円（税込）に増額変更された。

オ　物件１０３

(ア) 物件１０３は，県営長谷堂アパート（６号棟）建設（建築）工事であり，その入札は，平成１５年９月１９日，条件付一般競争入札の方法により，原告を含む１１社が参加して行われ，原告が，予定価格１億４３０７万４０００円の８８．００パーセントに相当する入札価格１億２６０９万４０００円で落札し，これを受注した。各入札参加者の入札価格等は，別紙２－５に記載のとおりである。

(イ) 原告は，岩手県との間で，同年１０月２日，上記入札価格１億２６０９万４０００円に消費税額を加算した１億３２３９万８７００円の代金により物件１０３の工事請負契約を締結し，その後，平成１６年３月８日，上記契約金額は，１億３３９３万６９５０円（税込）に増額変更された。

(2) 課徴金額の算定

独占禁止法７条の２第１項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成１７年政令第３１８号）による改

正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（以下「独占禁止法施行令」という。）６条の規定により，本件実行期間における本件各物件に係る原告の売上額の合計７億０３９３万６８００円に，１００分の３を乗じて得た額から，独占禁止法７条の２第４項の規定により１万円未満の端数を切り捨てて算出した課徴金の額は，２１１１万円となる。

第４　争点及び争点に関する当事者の主張

１　争点

(1)　本件各物件が独占禁止法７条の２第１項に規定する「当該…役務」に該当するか（本件基本合意に基づく受注調整についての実質的証拠（独占禁止法８０条１項）の有無）

(2)　４物件に係る契約金額の増額分が課徴金の算定の基礎に含まれるか

(3)　本件各物件に係る消費税相当額が課徴金の算定の基礎に含まれるか

２　原告（本件審決の違法事由）

(1)　本件各物件は独占禁止法７条の２第１項に規定する「当該…役務」に該当しない（本件基本合意に基づく受注調整についての実質的証拠の不存在）。

ア　原告は，ＴＳＴ親交会等の会員ではあったものの，本件基本合意を認識しておらず，本件基本合意の存在を争うが，本案審決において本件基本合意が認定されたからといって一律に具体的な競争制限効果が発生したものと推認することは不当である。本件各物件について，本件基本合意に基づき受注調整がされ，具体的に競争制限効果が発生したことを立証する証拠は存在しない。本件審決が事実認定の根拠とした証拠は，いずれも，本件各物件について本件基本合意に基づく受注調整があったことを立証する証拠とはいえないし，本件審決は本件各物件の低落札率を考慮しないで具体的な競争制限効果が生じたことを認定しており，不当である。また，本件審決は入札記録における「最低より○円下げ」等の記載を受注調整の証拠としているが，これも失当である。

東　京　高　等　裁　判　所

むしろ，原告は独自に積算して本件各物件の入札に参加したこと，本件各物件の中には，原告に継続性，地域性及び関連性が認められない物件もあること等，受注調整を否定する事情が存在する。

このように，本件基本合意に基づく受注調整は存在しなかったのであるから，本件各物件は，独占禁止法７条の２第１項に規定する「当該…役務」に該当しない。

イ　物件１０１について

本件審決が受注調整の根拠として指摘する「毎週定例役員会」と題する書面（査Ｂ６）の「札廻し」等の記載は，積算の内訳を社内に回して金額をチェックする社内対応を記載したものであって，他の入札参加者に対し入札してもらう価格を連絡するなどの本件基本合意に沿った一連の作業を行うことを社内で確認したものではないこと，受注調整を示す関連証拠は存在しないことから，受注調整はなかったというべきである。

ウ　物件１０３について

本件審決が受注調整の根拠として指摘する被審人株式会社タカヤ（以下「被審人タカヤ」という。）の常務取締役であった佐々木憲雄（以下「被審人タカヤの佐々木」という。）の供述調書（査共４）には，原告から受注価格の連絡を受けた旨の記載はなく，本件基本合意に基づく受注調整が行われたことの具体的証拠とはいえない上，同人は，当時，被審人タカヤの北上支店長にすぎず，被審人タカヤの営業業務全般の責任者ではなかったから，その供述は全く信用できない。

むしろ，同じ県営長谷堂アパートの工事である物件１０１と物件１０３の落札率の大幅な相違（前者は予定価格の９５．００パーセント，後者は予定価格の８８．００パーセント）から，原告と被審人タカヤが競争関係にあったことは明らかであるから，受注調整はなかったというべきである。

エ　物件３５について

東　京　高　等　裁　判　所

原告は,物件３５の予定価格を相当正確に積算することができたところ，最低価格ぎりぎりの低落札率で落札したこと，入札に参加した株式会社佐賀組（本件審決では，原告が所在する大船渡地区において受注希望を取りまとめる役割等を果たしていたＴＳＴ親交会等の世話役であり，その代表取締役である金野勇一は，ＴＳＴ親交会等の副会長も務めていたと認定されている。以下「佐賀組」という。）の関係者も含めて，受注調整を示す関連証拠は存在しないことから，受注調整はなかったというべきである。

オ　物件３７について

本件審決が受注調整の根拠として指摘する関連性及び入札率は，受注調整がなかったとしても矛盾しない整合的な事情であること，入札に参加した佐賀組の関係者も含めて，受注調整を示す関連証拠は存在しないことから，受注調整はなかったというべきである。

カ　物件５８について

本件審決が受注調整の根拠として指摘する関連性及び入札率は，受注調整がなかったとしても矛盾しない整合的な事情であること，仮に，物件３５で受注調整があったならば，同じく大船渡病院の工事である物件５８を低落札率で落札するはずはないこと，入札に参加した佐賀組の関係者も含めて，受注調整を示す関連証拠は存在しないことから，受注調整はなかったというべきである。

(2)　本件各物件のうち物件３５，５８，１０１及び１０３（以下「４物件」という。）に係る契約金額の増額分は課徴金の算定の基礎に含まれない。

４物件については，岩手県から，原告に対し，当初の工事とは別の新たな変更・追加工事が発注され，契約金額が増額変更されたものであるところ，この増額変更は，岩手県が，直接，当初契約を締結した事業者との間で合意したものであり，当初の契約と一体となるものとして本件違反行為の効果が及んでいるとはいえないから，不当な取引制限による経済的利得として擬制

される売上げないし役務の対価とはいえない。しかるに，本件審決は，上記増額変更分を課徴金の算定の基礎に含めており，違法である。

(3) 本件各物件に係る消費税相当額は課徴金の算定の基礎に含まれない。

消費税は，商品，役務等の消費者の消費に対して課税され，その商品等の提供を行った事業者が消費者から受領し，預かった消費税相当額を納付する間接税であって，商品，役務等の「対価」ということはできず，会計上も，預り金ないし負債であって，売上額には含まれておらず，役務に対する対価の一部として社会的に認識されているわけでもない。また，岩手県の入札も，税抜き価格で行われている。よって，消費税は，不当な取引制限による経済的利得として擬制される売上げないし役務の対価とはいえない。しかるに，本件審決は，本件各物件に係る消費税相当額を課徴金の算定の基礎に含めており，違法である。

3 被告（本件審決の適法性）

(1) 本件各物件は独占禁止法７条の２第１項に規定する「当該…役務」に該当する（本件基本合意に基づく受注調整についての実質的証拠の存在）。

ア 本件基本合意は，岩手県発注の特定建築工事の全物件を受注調整の対象とするものであったと推認することができるから，岩手県発注の特定建築工事であり，かつ，１０５社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事については，特段の事情がない限り，本件基本合意に基づいて受注予定者が決定され，具体的な競争制限効果が発生したものと推認するのが相当であるところ，アウトサイダーの参加も含め，本件各物件につき，同推認を覆すに足りる特段の事情はなく，本件基本合意に基づく受注調整につき実質的証拠が存在することは，後記のとおりである。したがって，本件各物件は独占禁止法７条の２第１項に規定する「当該…役務」に該当する。

なお，原告が，本件訴訟において，本件基本合意を認識していないとし，本件違反行為の存在を争うことは，同一事業者に関する同一事実について

の審理の重複及び認定の不統一並びに同一行政庁による審理の重複による手続上の不経済を回避する見地から，許されない（上記平成１７年法律第３５号による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律５９条２項）。

イ　物件１０１について

継続性の存在，「毎週定例役員会」と題する書面の「札廻し」等の記載は，本件基本合意に沿った一連の作業を行うことを社内で確認したものであること，原告の入札価格と他の入札参加者の入札率との比較に照らせば，原告は本件基本合意に基づく受注調整により物件１０１を受注したものと推認することができ，推認を覆すに足りる特段の事情は存在しない。

ウ　物件１０３について

継続性の存在，被審人タカヤの佐々木の供述調書には，原告が継続性を有することを尊重して応札した旨の供述があること，入札の状況（原告の入札価格の低さは，アウトサイダーとの競争によるものであり，他の入札参加者は，原告の受注に協力したものと窺われる。）に照らせば，原告は本件基本合意に基づく受注調整により物件１０３を受注したものと推認することができ，推認を覆すに足りる特段の事情は存在しない。

エ　物件３５について

関連性の存在，他の物件の入札において原告の受注に協力した佐賀組も入札に参加していたこと，原告の入札価格と他の入札参加者の入札率との比較に照らせば，原告は本件基本合意に基づく受注調整により物件３５を受注したものと推認することができ，推認を覆すに足りる特段の事情は存在しない。

オ　物件３７について

関連性及び地域性の存在，佐賀組も入札に参加していたこと，原告以外の入札参加者の入札価格は，全て予定価格を超えるものであったことに照

らせば，原告は本件基本合意に基づく受注調整により物件３７を受注したものと推認することができ，推認を覆すに足りる特段の事情は存在しない。

カ　物件５８について

関連性の存在，佐賀組も入札に参加していたこと，入札の状況（原告の入札価格の低さは，アウトサイダーとの競争によるものであり，他の入札参加者は，原告の受注に協力したものと窺われる。）に照らせば，原告は本件基本合意に基づく受注調整により物件５８を受注したものと推認することができ，推認を覆すに足りる特段の事情は存在しない。

(2)　４物件に係る契約金額の増額分は課徴金の算定の基礎に含まれる。

４物件について，変更・追加後の工事は，当初の工事と一体となるものであり，本件審決が本件各物件に係る契約金額の増額分を課徴金の算定の基礎となる売上額に含めたことに，違法はない。

(3)　本件各物件に係る消費税相当額は課徴金の算定の基礎に含まれる。

消費税相当額は，消費税法上も社会通念上も，役務の売上高の一部であるといえるから，独占禁止法７条の２第１項の「売上額」の一部に含まれると解すべきである。また，本件各物件の入札は，消費税抜きの価格で行われているが，各物件の工事請負契約は，請負代金額に消費税を含めて締結されている。よって，本件審決が本件各物件に係る消費税相当額を課徴金の算定の基礎に含めたことに，違法はない。

第５　当裁判所の判断

１　争点(1)（本件各物件が独占禁止法７条の２第１項に規定する「当該…役務」に該当するか（本件基本合意に基づく受注調整についての実質的証拠の有無））について

(1)　本件基本合意は，独占禁止法７条の２第１項に規定する「役務の対価に係るもの」に当たるものであるところ，同項所定の課徴金の対象となる「当該…役務」とは，本件のような入札談合の場合には，本件基本合意の対象とさ

れた工事であって，本件基本合意に基づく受注調整等の結果，具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解すべきである（最高裁判所平成２４年２月２０日第一小法廷判決・民集６６巻２号７９６頁参照）。

そして，①本件基本合意の存在及び内容は，上記「第３　前提事実等」の４記載のとおりであるところ，本件基本合意の対象となる岩手県発注の特定建築工事の時期，地域等は，特に限定されていないこと（査共３８，１６４），②平成１３年４月１日から平成１６年１０月２５日までの期間（以下「本件違反行為期間」という。），岩手県発注の特定建築工事１３３物件中１１８物件を，ＴＳＴ親交会等の会員である１０５社が受注し（当事者間に争いがない。），上記１３３物件中６３件については，本件基本合意に基づき実際に受注調整が行われており（別紙３及び４），上記６３物件は，特定の地域や時期に偏ることなく，岩手県内の全域において，本件違反行為期間全般にわたって実施されたこと，③ＴＳＴ親交会等が，会員間の親睦を深めつつ，岩手県発注の特定建築工事について，受注価格の低落の防止及び受注機会の均等化を図ることを目的として結成され，会員間で受注の確率を高めるために本件基本合意をし，本件基本合意に基づき，臨時役員会や「研究会」等の会合による協議や電話連絡の方法を使用することにより，継続的に受注調整を行ってきたこと（ＴＳＴ親交会等の会長であった稲垣孝一の被告審査官に対する供述調書（査共４０,１５８,１５９）のほか，ＴＳＴ親交会等の会員である多数の会社の役員や従業員の供述（査共２から６まで，２０から３７まで，４１，８４，９７，１００，１６０，１６５から１６８）によって，認めることができる。これらの証拠は，具体的かつ整合性があり，信用性を疑うべき事情も見当たらない上，他の証拠（査共６５，１３７から１５７まで，１６２，１６３）によって補強されている。これらの証拠に照らすと，上記認定に反する原告代表者の陳述書（審Ｂ１，査Ｂ８），本案審決に係る審判手続における審訊調書（査Ｂ７）及び本件審決に係る審判手続における

竹鼻義徳の参考人審訊調書及び原告代表者の被審人代表者審訊調書は，採用することができない。），④原告が，ＴＳＴ親交会等の結成から解散までの間，継続して，ＴＳＴ親交会等の会員であったこと（上記「第３　前提事実等」の１）に照らすと，入札の対象物件が，本件基本合意の対象となり得る岩手県発注の特定建築工事であり，かつ，１０５社のいずれかが入札に参加して受注した工事については，当該物件が本件基本合意に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情のない限り，本件基本合意に基づく受注調整がされて受注予定者が決定され，具体的な競争制限効果が発生したものと推認するのが相当であり，このような推認の下では，独占禁止法７条の２第１項に規定する「当該…役務」の該当性を認めるためには，必ずしも本件基本合意に基づき受注予定者が決定されるに至った具体的経緯が明らかにされることや，当該物件につき受注調整がされたことを裏付ける直接証拠が存在することを要しないというべきである。

なお，原告は，本件基本合意の存在を認識していないと主張するが，上記「第３　前提事実等」の３によれば，原告が参加した本件基本合意の存在を認定した本案審決が確定したことが認められるところ，本件審決は，本件違反行為に関し，審判手続を経た上で，被告が本件違反行為の存在を認定し，独占禁止法５４条２項の規定により本案審決を行った後，本件違反行為について原告に対する課徴金納付命令が発せられたことに由来する課徴金に対する審決であって，原告は，本案審決に係る審判手続において本件違反行為の存在を争い，被告は，原告の主張立証を踏まえて本件違反行為の存在を認定して本案審決を行い，上記のとおり本案審決が確定したのであるから，このような場合には，原告が本件基本合意を含む本件違反行為の存在について，その認識を欠くとして争うことは許されず（上記平成１７年法律第３５号による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律５９条２項参照），原告の上記主張は，失当である。

東　京　高　等　裁　判　所

そこで，以下，当該物件が本件基本合意に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情の有無を，本件各物件毎に検討する。

(2) 物件１０１について

ア 上記「第３ 前提事実等」の５(1)エ及び証拠（査共４，２６，２９，３０，４０，査Ｂ５，６，１０，原告代表者の審訊速記録）によれば，物件１０１は，県営長谷堂アパート５号棟の建設（建築）工事であるところ，同アパートの１号棟から４号棟までは原告が受注しており，このことは他の事業者も認識していたこと，物件１０１の入札は，平成１５年８月６日，条件付一般競争入札の方法により，原告を含む１２社が参加して行われ，原告が，予定価格１億６５１７万７０００円の９５．００パーセントに相当する入札価格１億５７１５万４０００円で落札し，これを受注したこと，他の入札参加者の入札価格は全て設計金額の９７．００パーセントから９８．８５パーセントの範囲内であったこと，原告から留置された「毎週定例役員会」と題する書面には，同年７月２２日に開催された原告の会議の記録として，「長谷堂ＡＰ → 数のハアク 協力対応 札廻し（内訳）」等の記載があるところ，上記記載は本件基本合意に沿った一連の作業を行うことを原告の社内で確認したものであること（本件基本合意に基づく受注調整において，受注予定者が他の入札参加者に入札してもらう価格を連絡する際，原告らは「札」ないし「協力札」と称する紙片を用いて連絡することがあったこと及び本件基本合意の内容に照らすと，上記のとおり認定するのが相当である。）が認められる。

このように，原告が同アパートについて継続性を有していること，他の入札参加者の入札行動は競争的なものとはいい難いこと，本件基本合意に沿った一連の作業を行うことを原告の社内で確認した上記書面が存在することが認められるところ，これらの事情は，物件１０１について，原告を入札予定者とする受注調整が存在したことを推認させる具体的事情という

べきである。

イ　これに対し，原告は，上記「札廻し」等の記載は，積算の内訳を社内に回して金額をチェックする社内対応を記載したものであって，本件基本合意に沿った一連の作業を行うことを社内で確認したものではないなどと主張するが，上記主張は，「札」及び「廻し」との呼称について合理的に説明するものとはいえないから，上記主張は，採用することができない。

ウ　以上のとおり，物件１０１が本件基本合意に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情を認めることはできず，むしろ，同物件については，上記(1)の推認を補強する具体的事情が存在するというべきである。

(3)　物件１０３について

ア　上記「第３　前提事実等」の5(1)オ及び証拠（査共４，６，３６，８４，９７，１００，査Ｂ５，原告代表者の審訊速記録）によれば，物件１０３は，物件１０１と同じ県営長谷堂アパートの６号棟の建設（建築）工事であるところ，上記(2)のとおり，同アパートの１号棟から４号棟までは原告が受注しており，このことは他の事業者も認識していた上，同アパートの５号棟である物件１０１も，原告が落札したこと，物件１０３の入札は，物件１０１の入札の約１月半後である平成１５年９月１９日，条件付一般競争入札の方法により，原告を含む１１社が参加して行われ，原告が，予定価格１億４３０７万４０００円の８８．００パーセントに相当する入札価格１億２６０９万４０００円で落札し，これを受注したこと，２番札は被審人タカヤであるところ(入札価格は設計金額の９１．７７パーセント)，被審人タカヤの佐々木の供述調書には，原告が継続性を有することを尊重して応札した旨の供述があること，３番札及び４番札はアウトサイダーであり（それぞれの入札価格は，設計金額の９４．００パーセント及び９４．

２２パーセント），他の入札参加者は，全て設計価格の９７．０１パーセント以上であったこと，アウトサイダーが入札に参加した物件については，常にアウトサイダーの協力が得られるとは限らないことが認められる。

このように，原告を入札予定者とする受注調整の存在を推認させる事情を認めることができる物件１０１（上記(2)）と同様，原告が同アパートについて継続性を有していること，アウトサイダー以外の入札参加者の入札行動は競争的なものとはいい難いことが認められるところ，これらの事情は，物件１０３について，原告を入札予定者とする受注調整の存在を推認させる具体的事情というべきである。

イ　これに対し，原告は，本件審決が受注調整の根拠として指摘する被審人タカヤの佐々木の供述調書（査共４）には，原告から受注価格の連絡を受けた旨の記載はなく，本件基本合意に基づく受注調整が行われたことの具体的証拠とはいえない上，同人は，当時，被審人タカヤの北上支店長にすぎず，被審人タカヤの営業業務全般の責任者ではなかったから，上記供述調書は全く信用できないと主張する。

しかし，被審人タカヤの佐々木は，記憶が定かでない点についてはこれを率直に認める一方で，入札調書からは明らかにならない事実を供述していること，ＴＳＴ親交会等における受注調整は，被審人タカヤの適法かつ通常の業務ではないのであるから，被審人タカヤの佐々木の当時の肩書が北上支店長であったことが，直ちにその供述の信用性に影響を与えるものではなく，かえって，被審人タカヤの佐々木は，ＴＳＴ親交会等及びその受注調整について深く関与していたこと（査共２４，３８，４２，１１３ないし１２０）に照らすと，上記供述調書は信用することができる。

また，原告は，同じ県営長谷堂アパートの工事である物件１０１と物件１０３の落札率の大幅な相違（前者は予定価格の９５．００パーセント，後者は予定価格の８８．００パーセント）から原告と被審人タカヤが競争

関係にあったことは明らかであるとも主張する。

しかし，被審人タカヤの佐々木の供述調書には，原告が継続性を有することを尊重して応札した旨の供述があるところ，上記のとおり同供述調書は信用することができるから，原告と被審人タカヤが競争関係にあったと認めることはできない。また，物件１０３と同様，物件１０１についてもアウトサイダーが入札に参加しており，両物件における原告の落札率には相違が見られるものの，アウトサイダーが入札に参加した物件の入札価格ないし落札率は，個々の物件ないし入札に係る状況により左右されるものであって，上記両物件における原告の落札率に相違が見られるとしても，上記アの認定を覆すに足りるものではない。

したがって，原告の上記主張は，採用することができない。

ウ　以上のとおり，物件１０３が本件基本合意に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情を認めることはできず，むしろ，同物件については，上記(1)の推認を補強する具体的事情が存在するというべきである。

(4)　物件３５について

ア　上記「第３　前提事実等」の５(1)ア及び証拠（査共２８，６５，査Ｂ５，６，査Ｃ７，９，原告代表者の審訊速記録）によれば，物件３５は大船渡病院調乳室その他改修工事であるところ，原告は，同病院の関連工事を施工した実績があり，気仙地区の事業者がそのことを認識していたことは，当事者間に争いがないこと，物件３５の入札は，平成１３年１２月３日，指名競争入札の方法により，原告を含む１０社（そのうち８社が，ＴＳＴ親交会等の会員であった。）が参加して行われ，原告が，予定価格９３９万円の８５．２０パーセントに相当する入札価格８００万円で落札し，これを受注したこと，その入札には，佐賀組が参加していることろ，佐賀組は，原告が所在する大船渡地区において受注希望を取りまとめる役割等を

果たしていたＴＳＴ親交会等の世話役であった上，その代表取締役である金野勇一は，ＴＳＴ親交会等の副会長を務めていたこと，他の入札参加者の入札価格は，全て設計金額の８６．２６パーセントから８９．９９パーセントの範囲内であったことが認められる。

このように，原告が上記病院について関連性を有していたこと，ＴＳＴ親交会等における重要な地位を占める佐賀組が入札に参加していること，佐賀組を含む他の入札参加者の入札行動は競争的なものとはいい難いことが認められるところ，これらの事情は，物件３５について，原告を入札予定者とする受注調整の存在を推認させる具体的事情というべきである。

イ　これに対し，原告は，物件３５の予定価格を相当正確に積算することができたところ，最低価格ぎりぎりの低落札率で落札したこと，入札に参加した佐賀組の関係者も含めて，受注調整を示す関連証拠は存在しないことから，受注調整はなかったというべきであると主張する。

しかし，原告が物件３５の予定価格を相当正確に積算することができたことを認めるに足りる証拠はなく，入札参加者の入札価格が一定の範囲内に収まっているとしても，そのことから直ちに上記積算が可能であったと認めることにはならない。かえって，物件３５と同様に小規模物件である物件３７の入札率は，原告を含め，全て９９パーセントを超えていることに照らし，原告が物件３５の予定価格を相当正確に積算することができたとはいい難い。また，佐賀組及びその代表取締役である金野勇一がＴＳＴ親交会等における重要な地位にあったことは，既に説示したとおりである。

したがって，原告の上記主張は，採用することができない。

ウ　以上のとおり，物件３５が本件基本合意に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情を認めることはできず，むしろ，同物件については，上記(1)の推認を補強する具体的事情が存在するというべきである。

東　京　高　等　裁　判　所

(5) 物件３７について

ア　上記「第３　前提事実等」の５(1)イ及び証拠（査Ｂ５）によれば，物件３７は県営赤沢アパート４・５号棟外壁等改修工事であるところ，原告は，同アパートの関連工事を施工した実績があり，気仙地区の事業者がそのことを認識していたことは，当事者間に争いがないこと，物件３７の入札は，平成１３年１２月１４日，指名競争入札の方法により，原告を含む１０社（そのうち８社が，ＴＳＴ親交会等の会員であった。）が参加して行われ，原告が，予定価格１２０８万円の９９．３４パーセントに相当する入札価格１２００万円で落札し，これを受注したこと，その入札には佐賀組が参加しており，上記(3)アで説示したとおり，佐賀組及びその代表取締役である金野勇一は，ＴＳＴ親交会等における重要な地位にあったこと，他の入札参加者の入札価格は，全て予定価格を超えるものであったことが認められる。

このように，原告が同アパートについて関連性を有していること，佐賀組が入札に参加していること，佐賀組を含む他の入札参加者の入札行動は競争的なものとはいい難いことが認められるところ，これらの事情は，物件３７について，原告を入札予定者とする受注調整の存在を推認させる具体的事情というべきである。

イ　これに対し，原告は，本件審決が受注調整の根拠として指摘する関連性及び入札率は，受注調整がなかったとしても矛盾しない整合的な事情であること，入札に参加した佐賀組の関係者も含めて受注調整を示す関連証拠は存在しないことから，受注調整はなかったというべきであると主張する。

しかし，物件３７に係る原告の関連性及び佐賀組の参加を含む入札状況は，いずれも物件３７について原告を入札予定者とする受注調整の存在を推認させる事情であることは，上記アで説示したとおりであって，原告の上記主張は，上記推認を覆すに足りるものではない。

東　京　高　等　裁　判　所

したがって，原告の上記主張は，採用することができない。

ウ　以上のとおり，物件３７が本件基本合意に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情を認めることはできず，むしろ，同物件については，上記(1)の推認を補強する具体的事情が存在するというべきである。

(6)　物件５８について

ア　上記「第３　前提事実等」の5(1)ウ及び証拠（査Ｂ５）によれば，物件５８は大船渡病院診療棟増築棟（建築）工事であるところ，原告は，上記病院の関連工事を施工した実績があり，気仙地区の事業者がそのことを認識していたことは，当事者間に争いがないこと，物件５８の入札は，平成１４年６月２５日，条件付一般競争入札の方法により，原告を含む１３社（そのうち１０社が，ＴＳＴ親交会等の会員であった。）が参加して行われ，原告が，予定価格３億４１００万円の８７．７６パーセントに相当する入札価格３億０００５万４０００円で落札し，これを受注したこと，その入札には佐賀組が参加しており，上記(3)アで説示したとおり，佐賀組及びその代表取締役である金野勇一はＴＳＴ親交会等における重要な地位にあったこと，２番札はアウトサイダーであり，その入札価格は，設計金額の８８．０４パーセントであったこと，他の入札参加者の入札価格は，全て設計価格の９７パーセント以上であったことが認められる。

このように，原告が上記病院について関連性を有していること，佐賀組が入札に参加していること，佐賀組を含む他の入札参加者の入札行動は競争的なものとはいい難いことが認められるところ，これらの事情は，物件５８について，原告を入札予定者とする受注調整の存在を推認させる具体的事情というべきである。

イ　これに対し，原告は，本件審決が受注調整の根拠として指摘する関連性及び入札率は，受注調整がなかったとしても矛盾しない整合的な事情であ

ること，仮に，物件３５で受注調整があったならば，同じく大船渡病院の工事である物件５８を低落札率で落札するはずはないこと，入札に参加した佐賀組の関係者も含めて，受注調整を示す関連証拠は存在しないことから，受注調整はなかったというべきであると主張する。

しかし，物件５８に係る原告の関連性及び佐賀組の参加を含む入札状況は，いずれも物件５８について原告を入札予定者とする受注調整の存在を推認させる事情であることは，上記アで説示したとおりであるし，同じく大船渡病院の工事である物件５８の落札率が低いのは，アウトサイダーとの競争が理由であるものと推認することができるから，原告の上記主張は，いずれも上記推認を覆すに足りるものではない。

したがって，原告の上記主張は，採用することができない。

ウ　以上のとおり，物件５８が本件基本合意に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情を認めることはできず，むしろ，同物件については，上記(1)の推認を補強する具体的事情が存在するというべきである。

(7)　以上によれば，本件審決が，本件各物件について，本件基本合意に基づく受注調整による具体的な競争制限効果が発生したと認定したことは，いずれも実質的証拠に基づく合理的な認定であるから，本件各物件は，独占禁止法７条の２第１項に規定する「当該…役務」に該当するというべきである。

以上検討した点のほか，原告がるる主張する点は，いずれも本件各物件が本件基本合意に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情には当たらない。

したがって，この点に関する原告主張の違法事由は認めることができない。

2　争点(2)（４物件に係る契約金額の増額分が課徴金の算定の基礎に含まれるか）について

原告は，４物件については，岩手県から，原告に対し，当初の工事とは別の

新たな変更・追加工事が発注され，契約金額が増額変更されたものであるところ，この増額変更は，岩手県が，直接，当初契約を締結した事業者との間で合意したものであり，当初の契約と一体となるものとして本件違反行為の効果が及んでいるとはいえないから，不当な取引制限による経済的利得として擬制される売上げないし役務の対価とはいえないと主張する。

しかし，査Ｂ１から４までの４物件の建設工事請負契約変更（第１回）請書によれば，増額分に係る工事は，当初の工事受注から数か月後に合意され，設計内容について変更図書及び仕様書が作成されているものの，工事場所，工期及び工事の名称は当初の契約と変わらず，当初の工事を前提とし，これと一体を成すものと認められるから，増額変更部分にも本件違反行為の効果が及んでいるというべきであり，原告の上記主張は採用することができない。

したがって，この点に関する原告主張の違法事由も認めることができない。

3　争点(3)(本件各物件に係る消費税相当額が課徴金の算定の基礎に含まれるか)について

原告は，消費税は，不当な取引制限による経済的利得として擬制される売上げないし役務の対価とはいえないと主張する。

しかし，消費税法は，当該役務の提供を行った事業者を消費税の納税義務者とし（同法２条１項，５条１項），役務の提供を受けた者は，消費税相当額を転嫁されて負担するにとどまり，法律上の納税者とはされていないこと，消費税相当額は，請負代金等の金員と同一の法的性質を有する金員として一体的に事業者に支払われ，事業者が当該受領した金員の中から消費税を納付することが予定されていること等からすれば，消費税相当額は，独占禁止法施行令６条にいう役務の「対価」に含まれ，したがって，独占禁止法７条の２第１項所定の「売上額」に含まれると解すべきである（最高裁判所平成１０年１０月１３日第三小法廷判決・裁判集民事１９０号１頁，東京高等裁判所平成１８年２月２４日判決・公正取引委員会審決集５２巻７４４頁参照）。

東　京　高　等　裁　判　所

したがって，この点に関する原告主張の違法事由も認めることができない。

4　結論

以上のとおり，本件審決の基礎となった事実は本件審決掲記の証拠によって合理的に認定することができるから，これを立証する実質的な証拠があるし，本件審決に憲法その他の法令違反も認めることができないから，本件審決には独占禁止法８２条１項が規定する取消事由は存在しない。したがって，原告の請求は理由がないから，これを棄却することとし，主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第３特別部

裁判長裁判官　荒　井　　勉

裁判官　内　藤　正　之

裁判官　森　　英　明

裁判官　本　田　能　久

裁判官　澤　田　久　文

東京高等裁判所

被審人匠建設が受注した岩手県発注の特定建築工事

（価格，金額の単位：円）

番号	工事名	発注方法	公告日・通知日	入札日	予定価格（税抜き）	設計金額（税抜き）	落札価格（税抜き）	落札率	契約金額増額分（税込）	売上額（税込）	入札参加者
35	岩手県立大船渡病院調乳室その他改修工事	指名競争入札	平成13年11月21日	平成13年12月3日	9,390,000	—	8,000,000	85.20%	2,370,900	10,770,900	㈱菊池工務店，㈱佐賀組，㈱佐武建設，㈱杉山組，正三建設㈱，被審人匠建設，㈱長谷川建設，㈱八幡建設，㈱山長建設 ㈱小澤組▲
37	県営赤沢アパート４・５号棟外壁等改修工事	指名競争入札	平成13年12月4日	平成13年12月14日	12,080,000	—	12,000,000	99.34%	—	12,600,000	㈱菊池工務店，㈱佐賀組，㈱佐武建設，㈱杉山組，正三建設㈱，被審人匠建設，㈱長谷川建設，㈱八幡建設，㈱山長建設 ㈱小澤組▲
58	岩手県立大船渡病院診療棟増築等（建築）工事	条件付一般競争入札	平成14年5月24日	平成14年6月25日	341,000,000	341,900,000	300,054,000	87.76%	26,624,850	341,681,550	阿部建設㈱，㈱菊池工務店，㈱佐賀組，㈱佐武建設，㈱杉山組，正三建設㈱，被審人匠建設，㈱長谷川建設，松田建設㈱，㈱八幡建設，陸[illegible]㈱ 日本住宅㈱▲，山崎建設㈱▲
101	県営長谷堂アパート（５号棟）建設（建築）工事	条件付一般競争入札	平成15年7月7日	平成15年8月6日	165,177,000	165,426,000	157,154,000	95.00%	39,935,700	204,947,400	㈱菊池工務店，㈱佐賀組，㈱佐武建設，㈱杉山組，正三建設㈱，被審人匠建設，㈱長谷川建設，松田建設㈱，㈱八幡建設 ㈱クロサワランデック▲，南部土木㈱▲，日本住宅㈱▲
103	県営長谷堂アパート（６号棟）建設（建築）工事	条件付一般競争入札	平成15年8月21日	平成15年9月19日	143,074,000	143,289,000	126,094,000	88.00%	1,538,250	133,936,950	㈱菊池工務店，㈱佐賀組，㈱佐武建設，㈱杉山組，正三建設㈱，被審人タカヤ，被審人匠建設，㈱長谷川建設，㈱八幡建設 ㈱クロサワランデック▲，日本住宅㈱▲
								売上額の合計		703,936,800	

（別紙１）

物件35　岩手県立大船渡病院調乳室その他改修工事

入札結果

発注方法　　指名競争入札

入札日　　平成13年12月3日

予定価格　　9,390,000（非公表）

	事業者名	入札価格	入札率
1	被審人匠建設	8,000,000	85.20%
2	佐賀組	8,100,000	86.26%
3	佐武建設	8,150,000	86.79%
4	八幡建設	8,200,000	87.33%
5	正三建設	8,230,000	87.65%
6	杉山組	8,270,000	88.07%
7	長谷川建設	8,280,000	88.18%
8	小澤組▲	8,300,000	88.39%
9	山長建設	8,350,000	88.92%
10	菊池工務店	8,450,000	89.99%

物件37　県営赤沢アパート4・5号棟外壁等改修工事

入札結果

発注方法　　指名競争入札

入札日　　平成13年12月14日

予定価格　　12,080,000（非公表）

	事業者名	入札価格	入札率
1	被審人匠建設	12,000,000	99.34%
2	佐賀組	12,090,000	100.08%
3	杉山組	12,100,000	100.17%
4	八幡建設	12,200,000	100.99%
5	正三建設	12,250,000	101.41%
6	山長建設	12,350,000	102.24%
7	小澤組▲	12,400,000	102.65%
8	佐武建設	12,450,000	103.06%
9	菊池工務店	12,500,000	103.48%
10	長谷川建設	12,610,000	104.39%

物件58　岩手県立大船渡病院診療棟増築等（建築）工事

入札結果

発注方法　　条件付一般競争入札

入札日　　平成14年6月25日

設計金額　　341,900,000　（公表）

予定価格　　341,000,000　（非公表）

	事業者名	入札価格	入札率
1	被審人匠建設	300,054,000	87.76%
2	日本住宅▲	301,000,000	88.04%
3	佐賀組	332,400,000	97.22%
4	八幡建設	333,095,000	97.42%
5	長谷川建設	333,600,000	97.57%
6	松田建設	333,755,000	97.62%
7	佐武建設	334,000,000	97.69%
8	陸中建設	334,333,000	97.79%
9	正三建設	334,680,000	97.89%
10	阿部建設	335,478,000	98.12%
11	山崎建設▲	335,809,000	98.22%
12	杉山組	336,000,000	98.27%
13	菊池工務店	336,903,000	98.54%

物件101　県営長谷堂アパート(5号棟)建設(建築)工事

入札結果

発注方法　　条件付一般競争入札

入札日　　平成15年8月6日

設計金額　　165,426,000　（公表）

予定価格　　165,177,000　（非公表）

	事業者名	入札価格	入札率
1	被審人匠建設	157,154,000	95.00%
2	クロサワランデック▲	160,463,220	97.00%
3	佐武建設	160,500,000	97.02%
4	菊池工務店	161,500,000	97.63%
5	佐賀組	162,120,000	98.00%
6	松田建設	162,130,000	98.01%
7	南部土木▲	162,200,000	98.05%
7	日本住宅▲	162,200,000	98.05%
9	正三建設	162,400,000	98.17%
9	長谷川建設	162,400,000	98.17%
11	八幡建設	162,500,000	98.23%
12	杉山組	163,517,000	98.85%

物件103　県営長谷堂アパート（6号棟）建設（建築）工事

入札結果

発注方法	条件付一般競争入札
入札日	平成15年9月19日
設計金額	143,289,000（公表）
予定価格	143,074,000（非公表）

	事業者名	入札価格	入札率
1	被審人匠建設	126,094,000	88.00%
2	被審人タカヤ	131,500,000	91.77%
3	日本住宅▲	134,692,000	94.00%
4	クロサワランデック▲	135,000,000	94.22%
5	菊池工務店	139,000,000	97.01%
6	正三建設	140,200,000	97.84%
7	佐賀組	140,400,000	97.98%
8	佐武建設	140,500,000	98.05%
9	八幡建設	141,000,000	98.40%
10	杉山組	141,017,000	98.41%
11	長谷川建設	142,146,000	99.20%

（別紙３）

本案審決案別紙９記載の５８物件について
受注調整が行われていたとの認定に用いられた証拠

番号（注１）	工事名（注１）	本案審判 証拠番号（注２）	課徴金審判 証拠番号（注３）	関係箇所（注４）
1	県民会館改修（建築外部）工事	本査第１５０号証	査共第５号証	・　５頁５行目 ・　８頁３段落目～９頁２段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１枚目
2	県民会館改修（建築内部）工事	本査第１４２号証	査共第２２号証	２２頁１～２段落目
		本査第１５０号証	査共第５号証	・　５頁５行目 ・　８頁３段落目～９頁２段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	２枚目及び３枚目
		本査第１７０号証	査共第４３号証	２枚目の５月１５日の欄の「高弥　細川さんへＴｅｌ　県民会館協力の件」との記載
3	岩手県立葛巻高等学校屋内運動場改築（建築・機械設備）工事	本査第１５０号証	査共第５号証	・　５頁５行目 ・　１３頁２段落目 ・　１６頁２段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	４枚目
6	岩手県立水沢農業高等学校第一体育館改築（建築・機械設備）工事	本査第１５０号証	査共第５号証	・　５頁５行目 ・　１３頁３段落目 ・　１６頁２段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	８枚目
7	すこやか子どもランド（仮称）建設（付属施設）工事	本査第３６号証	査共第４４号証	３枚目「第６」
		本査第１５０号証	査共第５号証	・　５頁５行目 ・　１３頁４段落目 ・　１６頁２段落目
		本査第１６８号証	査共第４５号証	２枚目の物件７の公告日の欄
		本査第１６９号証	査共第４２号証	９枚目
		本査第１７１号証	査共第４６号証	上部の「すこやか子どもらんど付属施設　㊍６／１１　㊎７／３」，「樋下」，「恵」，「阿部工」，「菱和」，「大栄」，「高弥」，「丹野」，「田中」，「北水」，「佐藤」，「一戸」，「中舘」，「大蔵」，「野方」及び「日本住宅」と記載の箇所
8	岩手県警察本部庁舎外壁等改修工事	本査第１４２号証	査共第２２号証	２１頁１段落目
		本査第１５０号証	査共第５号証	・　５頁５行目 ・　８頁３段落目～９頁２段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１０枚目

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
９	岩手県立沼宮内病院新築（建築）工事	本査第１５０号証	査共第５号証	・　５頁５行目 ・　１４頁１段落目 ・　１６頁２段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１１枚目
		本査第１７２号証	査共第４７号証	７月３日の欄の「行事」の項目の「（トラスト）」との記載
		本査第１７３号証	査共第４８号証	２枚目の７月３日の欄の「１：３０　沼　県建才２」との記載
		本査第１７４号証	査Ａ第６号証	２枚目の２００１年７月３日の欄の「トラスト」との記載
		本査第１７５号証	査共第４９号証	２枚目の２００１年７月３日の欄の「トラスト　１：３０　㈱㊫」との記載
		本査第１７６号証	査共第５０号証	２枚目の７月３日の欄の「フクシ　第２　トラスト」との記載
		本査第１７７号証	査共第６号証	・　１１頁２段落目～１２頁２段落目 ・　１４頁１段落目
１２	岩手県立盛岡第三高等学校外部その他工事	本査第１５０号証	査共第５号証	・　５頁５行目 ・　１４頁２段落目 ・　１６頁２段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１４枚目
		本査第１７８号証	査共第７号証	２枚目の９月４日の欄の「トラスト研究会ＰＭ１：３０才５福祉」との記載，また，その右側の「①　県　共同利用型研究開発施設　３４１，６００千円　②　三高体育館解体（設計額１２２，６００千円）」との記載
１３	簗川ダム建設事務所新築（建築）工事	本査第１１６号証	査共第２号証	１０頁２段落目～１１頁１段落目
		本査第１４２号証	査共第２２号証	２６頁６～８行目
		本査第１５０号証	査共第５号証	・　５頁５行目 ・　１４頁３段落目 ・　１６頁２段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１５枚目
		本査第１７９号証	査共第５１号証	・　２枚目の左頁の「工事名称」の欄の「簗川ダム事務所新築工事」との記載 ・　２枚目の右頁の「社名」の欄の「東野」，「高弥」，

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
				「菱和」，「阿部工」，「樋下」，「高光」，「中亀」，「大伸」及び「日本住宅」との記載，上部の「回」の欄の「７日」，「１２日」との記載，これらの欄に対応した「○」，「×」又は「◎」の記号若しくは「１本」との記載の箇所
		本査第１８０号証	査共第５２号証	・　２枚目の中ほどの「９／７　７：００～」と記載の行の１行下の「１時３０分トラスト～」との記載 ・　２枚目の「９／１２　７：５０～」と記載の行の１行下の中ほどの「１０時トラスト～」との記載
		本査第１８１号証	査共第５３号証	・　「工事名」の欄の「簗川ダム建設事ム所新築（建築）工事」との記載，また，上部の「平成１３年９月１４日（金曜日）AM／PM１１００記録者田山」との記載 ・　「特記事項」の欄の「①８０，０００，０００②３５万以内下げ」との記載
１６	中山間地域総合整備事業大野地区第１５号工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	１９枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	・　２３頁４段落目 ・　３１頁２段落目
１７	盛岡地区東中野合同公舎１号棟改修（建築）工事	本査第１１６号証	査共第２号証	１０頁２段落目～１１頁１段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	２０枚目及び２１枚目
		本査第１８２号証	査共第５４号証	２枚目の９月２０日の欄から矢印（「→」）が引かれた右頁の「県　四高セミナー　東中野合同公舎　研究会ＰＭ１：３０　福祉センター３Ｆ和室」との記載
		本査第１８３号証	査共第５５号証	中ほどの右側の「①８７，８００，０００　②１００万円以内下げ」との記載
１９	岩手県立盛岡第	本査第１１６号証	査共第２号証	１０頁２段落目～１１

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
	四高等学校セミナーハウス改築（建築）工事			頁１段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	２３枚目
		本査第１８２号証	査共第５４号証	２枚目の９月２０日の欄から矢印（「→」）が引かれた右頁の「県　四高セミナー　東中野合同公舎　研究会ＰＭ１：３０　福祉センター３Ｆ和室」との記載
		本査第１８４号証	査共第５６号証	・　右側の「石川工」，「菱和」，「岩手架設」，「東邦」，「北水」，「大蔵」，「大伸工」，「東野」及び「土橋」との記載並びにその右側の電話番号の記載 ・　右側の中ほどの「５０万以内落し」との記載
		本査第１８５号証	査共第５７号証	右側の「①９０，０００，０００以上　②５０万円以内下げ」との記載
		本査第１８６号証	査共第５８号証	・　「工事名」の欄の「岩手県立盛岡第四高等学校セミナーハウス改築（建築）工事」との記載，また，中ほどの「（入札・見積）平成１３年９月２５日　９：４０」との記載 ・　下部の「当社価格」の項目の「１回目」及び「２回目」の欄の「９１，０００，０００」及び「５０万」との記載
		本査第１８７号証	査共第３号証	１頁１段落目
２０	岩手県立宮古商業高等学校セミナーハウス新築（建築）工事	本査第１３１号証	査共第３１号証	５頁１段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	２４枚目
		本査第１８８号証	査共第５９号証	・　２枚目の上部の「平成１３年９月１８日」との記載 ・　２枚目の「小成」の欄の「用件」の項目の「ＰＭ１：３０　商業セミナーハウス　㊗」との記載
２１	岩手県立盛岡農業高等学校産業教育施設改築（建築）工事	本査第１５０号証	査共第５号証	・　５頁５行目 ・　８頁３段落目～９頁２段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	２５枚目

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
２３	旧岩手県立大迫病院解体工事	本査第１５０号証	査共第５号証	・　５頁５行目 ・　１５頁１段落目 ・　１６頁２段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	２７枚目
		本査第１８９号証	査共第６０号証	右下の「大迫保健センター　９／１８（火）１３．３０分　研修センター才３」との記載
３１	花巻地区合同庁舎付属棟建設等（建築・機械設備）工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	３５枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	・　４頁１段落目 ・　３３頁３段落目 ・　３４頁１段落目
３２	岩手県立千厩病院風除室改修工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	３６枚目及び３７枚目
		本査第１９０号証	査共第３７号証	３頁１段落目～４頁１段落目
３３	岩手県立宮古病院ＭＲＩ室改修工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	３８枚目
		本査第１９１号証	査共第６１号証	２枚目の「阿部」の欄の「用件」の項目の「午後２：００～宮古病院ＭＲＩ室改修　㊫佐々勇㊪佐々勇，白根，陸中，中村，阿部，和山，畑中，小野新」との記載
		本査第１９２号証	査共第６２号証	・　「工事名」の欄の「岩手県立宮古病院ＭＲＩ室改修工事」との記載，また，「入札日」の欄の「平成１３年１１月１６日１３時３０分　於：岩手県公会堂１４会議室」との記載 ・　「白根建設」の欄の「１回目」，「２回目」及び「３回目」の項目の「２９，５００，０００」，「２８，７００，０００」及び「２８，２００，０００」との記載
３４	岩手県立黒沢尻工業高等学校産業教育施設大規模改造（建築）工事	本査第１５０号証	査共第５号証	・　５頁５行目 ・　８頁３段落目～９頁２段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	３９枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	・　２４頁４段落目 ・　３１頁２段落目
３８	岩手県立花北商業高等学校産業教育施設増築（建築）工事	本査第１４２号証	査共第２２号証	２６頁６～８行目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	４３枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	・　２５頁１段落目 ・　３１頁２段落目
		本査第１９３号証	査共第６３号証	２枚目の１２月６日の

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
				欄の「１時３０分　花北ＪＶトラスト　センター第５」との記載
		本査第１９４号証	査共第６４号証	・　１枚目の「工事名」の欄の「岩手県立花北商業高等学校産業教育施設増築（建築）工事」との記載，また，中ほどの「（入札・見積）平成１４年１月１５日」との記載 ・　「入札参加者」の欄の「菱和」，「佐藤建工」，「大伸」，「高光」，「平野」，「樋下」，「菊池工務店」，「恵」，「大栄」，「高弥」，「北水」，「伊藤組」，「藤正」，「照甲」，「大蔵」及び「日本住宅」との記載，また，「○」，「×」，「（全面協力）」，「（一本条件）」，「花巻地区１本にまとめ．→まとまった」，「不参加」等との記載の箇所
４１	県営藤沢アパート（３工区）Ａ棟建設（建築）工事	本査第１１２号証	査共第６５号証	８枚目トラスト・メンバーズ役員名簿
		本査第１５０号証	査共第５号証	・　５頁５行目 ・　１５頁３段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	４５枚目
		本査第１９５号証	査共第６６号証	１枚目の「トラスト・メンバーズ会長及び各役員　様」との記載，「株式会社　タクミ　代表取締役社長　柏葉一三」との記載，また，文面の「平成１４年２月２７日，北上地方振興局にて行われた『県営藤沢アパート（３工区）建設工事』Ａ棟に於ける入札結果について，『会』としての所信を伺いたくお願い致します。」との記載
４２	県営藤沢アパート（３工区）Ｂ棟建設（建築）工事	本査第１５０号証	査共第５号証	・　５頁５行目 ・　１６頁１～２段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	４７枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	・　２５頁２段落目 ・　３１頁２段落目

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
４４	県営松園東アパート　ライフアップ・リフレッシュ建築（９号棟）工事	本査第１４２号証	査共第２２号証	３頁４段落目～６頁１段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	４９枚目
４５	岩手県立農業大学校ガラス温室等新築（建築）工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	５０枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	１２頁４段落目～１３頁４段落目
４８	岩手県立花北商業高等学校校舎増築（建築）工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	５３枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	・　２５頁３段落目 ・　３１頁２段落目
５３	岩手県立沼宮内病院合同公舎新築（建築）工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	５９枚目及び６０枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	１４頁２段落目～１６頁２段落目
		本査第１９６号証	査共第６７号証	上部の「沼宮内病院合同公舎　㊏５／２８」，「堀切」，「千田工」，「タカヨ」，「樋下」，「高光」，「吉武」，「恵」，「石川」，「阿部工」，「大栄」，「一戸」，「遠忠」，「岩館」，「阿部建」，「大伸」，「八戸」，「北水」，「大丸」，「高橋建」，「日住」，「大蔵」及び「一本」との記載の箇所
		本査第１９７号証	査共第６８号証	２枚目の５月１４日の欄の「沼宮内病院　ＰＭ１：３０福祉　公務宿舎　千田工業内訳書」との記載
		本査第１９８号証	査共第６９号証	平成１４年５月１４Ｅの欄の「トラスト１３：３０」との記載
		本査第１９９号証	査共第７０号証	２枚目の左頁上部の枠内に「沼宮内」とある頁の「沼宮内」からこれに続く「２０　千田工業　〇〇〇」までの記載の箇所
		本査第２００号証	査共第７１号証	・　上部の「平成１４年５月１３日」との記載 ・　「《備考》」の欄の「※日本住宅の佐々木常務よりＴＥＬあり，１０日（金）訪問の用件確認　沼宮内病院合同公社建築工事条件付入札は申請していますとの事．会員で決定後訪問の話し

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
				をする，なお常務は今週は仙台に出張中で後半には盛岡へ帰えるとの事」との記載
		本査第２０１号証	査共第７２号証	・　上部の「平成１４年５月２０日」との記載 ・「訪問先」の項目の「高橋建設（岩手町）」，「岩館建設（〃）」，「八戸建設（〃）」，「一戸建設（一戸町）」，「阿部建設（葛巻町）」及び「遠忠（西根町）」との記載 ・　それぞれの社名に対応した「業務内容」の項目の「挨拶」及び「挨拶」の下に続けた「〃」との記載
		本査第２０２号証	査共第７３号証	・　上部の「平成１４年５月２１日」との記載 ・「訪問先」の項目の「堀切」，「大丸建設」，「大栄建設」，「北水建設工業」，「石川工務所」及び「阿部工務店」との記載 ・　それぞれの社名に対応した「業務内容」の項目の「挨拶」及び「挨拶」の下に続けた「〃」との記載
		本査第２０３号証	査共第７４号証	・　上部の「平成１４年５月２２日」との記載 ・「訪問先」の項目の「タカヨ建設」，「吉武建設」，「恵工業」及び「高光建設」との記載 ・　それぞれの社名に対応した「業務内容」の項目の「挨拶」，「挨拶」の下に続けた「〃」，「本日辞退届け提出予定」及び「申請なし」との記載
５４	岩手県立宮古工業高等学校産業教育施設改築（建築）工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	６１枚目
		本査第２０４号証	査共第７５号証	・　２枚目の上部の「平成１４年５月３０日（木）」との記載 ・　２枚目の「小成」の欄の「用件（内容）」の項

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
				目から「報告事項」の項目にわたっての「トラスト　㈱　宮古工業教育施設建築工事」との記載，また，当該記載の３行下の「佐賀，菊池，八幡，中村，大伸，大栄」との記載
		本査第２０５号証	査共第７６号証	・　２枚目の上部の「平成１４年６月３日（月）」との記載 ・　２枚目の「小成」と記載の欄の「用件（内容）」の項目から「報告事項」の項目にわたっての「ＰＭ３：００　阿部建設　高橋氏　打ち合せ」との記載，当該記載の１行上の「ＡＭ９：３０　トラスト稲垣氏　ＴＥＬ有り　阿部工務店申請していた　協力いただく」との記載，また，その記載部分に沿ったその下の「（宮古工業）」との記載
５５	警察本部愛宕警察官待機宿舎新築（建築）工事	本査第１１６号証	査共第２号証	１０頁２段落目～１１頁１段落目
		本査第１４２号証	査共第２２号証	１７頁２段落目～２０頁１段落目
		本査第１４４号証	査共第３４号証	５頁１段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	６２枚目及び６３枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	２６頁１段落目
		本査第１８７号証	査共第３号証	１頁１段落
		本査第２０６号証	査共第７７号証	２枚目の６月３日の欄から６月４日の欄に向かって矢印（「←」）が引かれた上での６月３日の欄の「県警宿舎研究会ＰＭ１：３０」との記載
		本査第２０７号証	査共第７８号証	２枚目の平成１４年６月４日の欄の「愛宕　１．３０～　㈱」との記載
		本査第２０８号証	査共第７９号証	２枚目の６月４日の欄の「トラスト１３：３０～」との記載
		本査第２０９号証	査共第８０号証	２枚目の２００２年６月４日の欄の「トラスト１３：３０」との記載

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
		本査第２１０号証	査共第８１号証	「６／１８　１０：００入札　県警愛宕宿舎１９３，０００千円→９７．１５％＝１８７，５００，０００で内訳を作成しておいて下さい。」との記載
		本査第２１１号証	査共第８２号証	・　１枚目の「工事名」の欄の「警察本部愛宕警察官待機宿舎新築（建築）工事」との記載，また，中ほどの「（入札・見積）平成１４年６月１８日」との記載 ・　１枚目の下部の「当社価格」の項目の「１回目」及び「２回目」の欄の「１８７，８００，０００」及び「５００万以内」との記載
		本査第２１２号証	査共第８３号証	・　「工事名」の欄の「警察本部愛宕警察官待機宿舎新築（建築）工事」との記載，また，上部の「平成１４年６月１８日（火曜日）AM／PM１０：００記録者港」との記載 ・　「特記事項」の欄の「①１８９，８００，０００　②最底より５００万以内下げ」との記載
５７	岩手県立千厩高等学校第一体育館改築（建築・機械設備）工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	６５枚目
		本査第２１３号証	査共第８４号証	１０頁２～３段落落目
６２	一般国道２８４号薄衣地区トイレ・休憩所建築工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	７０枚目
		本査第２１３号証	査共第８４号証	１２頁１段落目
６４	盛岡地区東中野合同公舎２号棟改修（建築）工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	７２枚目
		本査第１８７号証	査共第３号証	１頁１段落目
		本査第２１４号証	査共第８５号証	２枚目の９月２７日の欄から右頁に矢印（「→」）が引かれた上での「県東中野公舎研究会ＰＭ１：３０　福祉センター」との記載
		本査第２１５号証	査共第８６号証	２枚目の９月２７日の欄の右頁の「１３時３０分

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
				センター才５（東中野）」との記載
		本査第２１６号証	査共第８７号証	・　「工事名」の欄の「盛岡地区東中野合同公舎２号棟改修（建築）工事」との記載，また，中ほどの「（入札・見積）平成１４年１０月１日　１０：００」との記載 ・　「結果」の欄の「当社価格」の項目の「１回目」，「２回目」及び「３回目」の欄の「８７，６００，０００」，「８４，３００，０００」及び「８２，４００，０００」との記載
６７	岩手県立大東病院医局増築工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	７５枚目
		本査第１９０号証	査共第３７号証	３頁１段落目～４頁１段落目
７３	岩手県立農業大学校園芸集出荷施設整備（建築）工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	８１枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	・　６頁２段落目 ・　１２頁４段落目～１３頁４段落目
７４	岩手県立花巻厚生病院手術室等改修工事	本査第１６９号証	査第４２号証	８２枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	・　２７頁１段落目 ・　３１頁２段落目
７５	岩手県立黒沢尻南高等学校第二体育館新築（建築・機械設備）工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	８３枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	・　２７頁２段落目 ・　３１頁２段落目
８０	岩手県立宮古病院内視鏡検査患者等通路新設他工事	本査第１２号証	査共第８８号証	３枚目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	８８枚目
		本査第２１７号証	査共第８９号証	・　２枚目の上部の「平成１４年１２月１０日（火）」との記載 ・　２枚目の「小成」の欄の「ＰＭ１：３０　宮古病院内視鏡通路　㈱宮古５社」との記載
		本査第２１８号証	査共第９０号証	・　２枚目の「工事名」の欄の「岩手県立宮古病院内視鏡検査患者等通路新設他工事」との記載，また，「入札日時」の欄の「平成１４年１２月１３日（金）１３：３０　岩手県公会堂１５号会

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
				議室」との記載 ・「業者名」の項目の「㈱菊池工務店」との記載，また，その右側の「第１回」，「第２回」及び「第３回」の項目の「３５，５００，０００」，「３３，６００，０００」及び「３２，６００，０００」との記載
		本査第２１９号証	査共第９１号証	・　２枚目の上部の「平成１４年１２月１１日（水）」との記載 ・　２枚目の「小成」の欄の「盛岡　医療局（佐々木隆雄）」との記載，また，１行上の「佐々勇建設ＴＥＬ．協力いただく」との記載 ・　２枚目の「阿部」の欄の「１２日朝　菊池工ム店　協力いただく」との記載
８３	岩手県立大学バリアフリー工事	本査第１１６号証	査共第２号証	１０頁２段落目～１１頁１段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	９１枚目及び９２枚目
		本査第１８７号証	査共第３号証	１頁１段落目
		本査第２２０号証	査共第９２号証	・　２枚目の３月３日の欄の「ＴＳ．Ｔ　ＡＭ１：３０　県立大」との記載 ・　２枚目の３月５日の欄の「県立大バイヤフリー工事入札　ＡＭ１１：３０」との記載
		本査第２２１号証	査共第９３号証	３枚目の下部の「２，９００，０００　１０万円」との記載
		本査第２２２号証	査共第９４号証	・　「工事名」の欄の「岩手県立大学バリアフリー工事」との記載，また，「入札日時」の欄の「平成１５年３月５日（水）　１１時３０分」との記載 ・　「Ｎｏ．」の欄の「２」の項目の枠内の「１０万円」との記載
		本査第２２３号証	査共第９５号証	１枚目の下部の「①３，３００，０００　２，

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
				６３０，０００　２４２０００００　②　１０００００以内」との記載
		本査第２２４号証	査共第９６号証	・　「工事名」の欄の「岩手県立大学バリアフリー工事」との記載，また，「入札日」の欄の「平成１５年３月５日　１１時３０分」との記載 ・　「当社応札金額」の欄の「①」及び「②」の欄の「３，１００，０００」及び「最低より１０万以内下げ」との記載
８６	旧岩手県立沼宮内病院解体工事	本査第１１６号証	査共第２号証	１０頁２段落目～１１頁１段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	９５枚目
		本査第１８７号証	査共第３号証	１頁１段落目
		本査第２２５号証	査Ａ第４号証	・　「工事名」の欄の「旧岩手県立沼宮内病院解体工事」との記載，また，「入札日」の欄の「平成１５年５月１６日　１０時００分」との記載 ・　「当社応札金額」の欄の「①」及び「②」の欄の「５７，６００，０００」及び「最低より１００万円以内下げ」との記載
		本査第２２６号証	査Ａ第５号証	・　１枚目の「工事名」の欄の「旧岩手県立沼宮内病院解体工事」との記載，また，中ほどの「（入札・見積）平成１５年５月１６日　１０：００」との記載 ・　１枚目の「当社価格」の項目の「１回目」及び「２回目」の欄の「５４，１００，０００」及び「１００万以内」との記載
８８	岩手県立紫波高等学校校舎・産振棟改築（建築）工事	本査第１３９号証	査共第４号証	７頁３段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	９７枚目
９４	馬返岩手山線歩道整備（公衆トイレ新築）工事	本査第１３９号証	査共第４号証	１１頁２段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１０６枚目

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
９８	岩手県立胆沢病院診療棟増築等（建築）工事	本査第６１号証	査共第４０号証	５頁２段落目
		本査第１４８号証	査共第９７号証	６頁１～２段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１１０枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	・　２８頁２段落目 ・　３１頁２段落目
		本査第２２７号証	査共第９８号証	２枚目の「岩手県立胆沢病院診療棟増築等（建築）工事」と題する文書の「第１回」の欄の「３７０，０００，０００」との記載
１００	県北家畜死体保冷保管施設新築（建築）工事	本査第１１７号証	査共第２５号証	７頁５段落目
		本査第１４３号証	査共第２７号証	４頁１段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１１２枚目
		本査第２２８号証	査共第９９号証	・　「工事名」の欄の「県北家畜死体保冷保管施設新築（建築）工事」との記載，また，「入札見積」の欄の「日時」の欄の「平成１５年８月５日　午前１０時」との記載 ・　「小山組　入札・見積金額」との記載の下の「1」及び「2」の欄の「８６，０００，０００以上」及び「４０万以内下げ」との記載
１０１	県営長谷堂アパート（５号棟）建設（建築）工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	１１３枚目
		本査第２２９号証	査Ｂ第６号証	・　上部の「開催日　平成１５年７月２２日（火）」との記載 ・　「営業関係」の欄の「◎　長谷堂ＡＰ」との記載，また，「1．トラスト　2．〃　各地区世話人　3．自社（各自．他）」，「数のハアク協力対応　札廻し（内訳）　今週中」との記載の箇所
		被審人匠建設代表者（代表者審訊速記録）	査Ｂ第７号証	１１，２５，２８～３０頁
１０２	県営松園東アパート（１２号棟）ライフアップ・リフレッシュ建築工事	本査第１１６号証	査共第２号証	１０頁２段落目～１１頁１段落目
		本査第１３９号証	査共第４号証	１１頁１段落目
		本査第１５２号証	査共第１００号証	４頁１段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１１４枚目
		本査第２３０号証	査共第１０１号証	上部の「松園東アパート１２号棟ライフアップ　Ⓧ　８／８」，「中亀」，

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
				「高弥」，「熊谷工」，「樋下」，「菱和」，「東野」，「大伸」，「阿部工」，「高光」及び「日本住宅」との記載の箇所
		本査第２３１号証	査共第１０２号証	２枚目の８月４日の欄の中ほどの「１３：３０松園東アパート　１２号棟（盛岡支部）」との記載
		本査第２３２号証	査共第１０３号証	２枚目の８月４日の欄の「１時３０分ライフアップ㈱」との記載
		本査第２３３号証	査共第１０４号証	２枚目の８月４日の欄の中ほどの「（㈱　1—30 ライフアップ）」との記載
		本査第２３４号証	査共第１０５号証	２枚目の平成１５年８月４日の欄の中ほどの「１．３０支部（ライフアップ）」との記載
		本査第２３５号証	査共第１０６号証	３枚目の上部の「①８０，３００，０００　②最低札より　１００万以内引」との記載
１０３	県営長谷堂アパート（６号棟）建設（建築）工事	本査第１３９号証	査共第４号証	１０頁１段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１１５枚目
１０４	盛岡地区東中野合同公舎４号棟改修（建築）工事	本査第１１６号証	査共第２号証	１０頁２段落目～１１頁１段落目
		本査第１４２号証	査共第２２号証	１４頁１段落目～１６頁１段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１１６枚目
		本査第２３６号証	査共第１７号証	２枚目の９月２２日の欄から右頁にわたっての「協会　福祉センター　PM1：３０（和室）　◎滝沢柳沢コミセン、（県東中野合同公舎）」「（阿部工㈱）」との記載
		本査第２３７号証	査共第１０７号証	２枚目の９月２２日の「P．M．」の頁の「１３時３０分　センター和室」との記載
		本査第２３８号証	査共第１０８号証	・　「工事名」の欄の「盛岡地区東中野合同公舎４号棟改修（建築）工事」との記載，また，「入札日」の欄の「平成１５年９月２４日　１０時０

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
				０分」との記載 ・　「当社応札金額」の欄の「①」，「②」及び「③」の欄の「９０，０００，０００」，「８３，０００，０００」及び「８１，４００，０００」との記載
		本査第２３９号証	査共第１０９号証	１枚目の上部の「~~①９１，５００，０００－~~　②８３，５００，０００－③８１，５００，０００－」との記載
１０５	平井賀地区漁業集落環境整備（終末処理場建築）工事　他１工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	１１７枚目
		本査第２４０号証	査共第１１０号証	・　２枚目の上部の「平成１５年９月２４日（水）」との記載 ・　２枚目の「小成」の欄の「用件（内容）」の項目から「報告事項」の項目にわたっての「㊍　陸中　ＰＭ１：３０　ＴＳＴ㊐　宮城　協力　平井賀処理建築」との記載
１０６	千厩地区摩王合同公舎改修（建築）工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	１１８枚目及び１１９枚目
		本査第１９０号証	査共第３７号証	３頁１段落目～４頁１段落目
		本査第２１３号証	査共第８４号証	・　１３頁１段落目～１５頁１段落目 ・　１７頁１段落目
１１１	岩手県立久慈農林高等学校校舎大規模改造（建築）工事	本査第１３９号証	査共第４号証	９頁２段落目
		本査第１４３号証	査共第２７号証	５頁２段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１２４枚目
１１４	都南の園地震災害復旧工事	本査第１３９号証	査共第４号証	８頁１段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１２７枚目及び１２８枚目
１２３	三ツ石避難小屋改築工事	本査第１１６号証	査共第２号証	１０頁２段落目～１１頁１段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１３９枚目及び１４０枚目
		本査第１８７号証	査共第３号証	１頁１段落目
		本査第２４１号証	査共第１１１号証	・　１枚目の「工事名」の欄の「三ツ石避難小屋改築工事」との記載，また，「入札日」の欄の「平成１６年６月８日　１０時３０分」との記載

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
				・　1枚目の「当社応札金額」の欄の「①」及び「②」の欄の「８１，６００，０００」及び「１５０万以内」との記載
		本査第２４２号証	査共第１１２号証	・　「工事名」の欄の「三ツ石避難小屋改築工事」との記載，また，中ほどの「（入札・開札・見積）平成１６年６月８日　１０：３０」との記載 ・　「当社価格」の項目の「１回目」及び「３回目」の欄の「７９５００００」及び「５０万以内下」との記載
１２４	中山間地域総合整備事業長沢地区第１５号工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	１４１枚目
		本査第２４３号証	査共第１１３号証	２枚目の５月２１日の頁の「９：００　陸中建設小成営業部長電話打合　９：１５　※中山間の件」との記載
		本査第２４４号証	査共第１１４号証	・　２枚目の５月２５日の頁の「８：５０　陸中建設小成営業課長電話打合　８：５５　※中山間１５号工事の件」との記載 ・　３枚目の５月２６日の頁の「９：２０　陸中建設小成営業部長電話打合　９：２５　※中山間１５号工事の件」，「１１：２０　ＴＳＴ　稲会長打合　１１：３５（岩手県建設業協会５階　ＴＳＴ）　※中山間１５号工事の件」との記載 ・　４枚目の５月２７日の頁の「９：００　佐々勇建設木村専務打合　９：２０　（佐々勇建設１階応接室）※中山間１５号工事の件　協力」，「１０：０５　阿部建設高橋営業課長電話打合　１０：１５　※中山間１５号工事の件」，「１

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
				１：００　佐々木建設佐々木社長打合　１１：２５（佐々木建設２階　事務所）※中山間１５号工事の件　協力」，「１１：５０　阿部建設阿部社長電話打合　１１：５０　※中山間１５号工事の件」，「１５：３０　陸中建設小成営業部長電話打合　１５：３５　※研究会　３１日　１０時陸中建設」，「１６：００　ＴＳＴ稲垣会長電話打合　１６：０５　※中山間指名業社の件」との記載
		本査第２４５号証	査共第１１５号証	・　２枚目の５月３１日の頁の「１０：００　建築Ａ級会　１１：３０（陸中建設　１階　応接室）」との記載 ・　３枚目の６月１日の頁の「９：００　建築Ａ級会　１０：２０（陸中建設　１階　応接室）」，「２：００　髙弥建設佐々木常務　宮本マネージャー打合　１５：３０　（髙弥建設２階　応接室）」，「１６：１５　日本住宅米倉法人営業部次長打合　１６：５０（日本住宅１階応接室）」との記載 ・　６枚目の６月４日の頁の「９：００　髙弥建設佐々木常務宮本マネージャー打合　１０：３５　（中村建設　１階　応接室）」，「１：００　建築Ａ級会　１４：００　（陸中建設　１階　応接室）」との記載 ・　９枚目の６月７日の頁の「１０：００　髙弥建設望月社長・佐々木常務　１４：００　宮本マネジャー打合（髙弥建設

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
				２階　応接室）　」との記載 ・　１０枚目の６月８日の頁の「８：００　高弥建設望月社長佐々木常務打合　１１：００　（高弥建設　２階　応接室）」，「１１：３０　高弥建設佐々木常務電話打合　１１：３５　※決裂　１１：３５　ＴＳＴ稲垣会長電話打合　１１：４０　※決裂の件」との記載
		本査第２４６号証	査共第１１６号証	・　２枚目の上部の「平成１６年５月３１日（月）」との記載 ・　２枚目の「小成」の欄の「用件（内容）」の項目から「報告事項」の項目にわたっての「ＡＭ１０：００　中山間（伝しょう館）㊫」，「佐々勇　中村　阿部　佐々木」及び「白根×　菊地×」との記載
		本査第２４７号証	査共第１１７号証	・　2枚目の上部の「平成１６年６月１日（火）」との記載 ・　２枚目の「小成」の欄の「用件（内容）」の項目から「報告事項」の項目にわたっての「ＡＭ９：００　㊫　中山間　中村建設　㊞」との記載
		本査第２４９号証	査共第１１８号証	１枚目
		本査第２５０号証	査共第１１９号証	１枚目
		本査第２５１号証	査共第１２０号証	３枚目の６月１９日の頁の「９：３０　阿部建設阿部社長打合　９：５０（阿部建設　１階社長室）※中山間１５号工事　入札札の件」との記載
１２５	県立産業技術短期大学校本館塔屋ガラス屋根改修及び喫煙室設置工事	本査第１３９号証	査共第４号証	８頁１段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１４２枚目
		本査第１８７号証	査共第３号証	１頁１段落目
		本査第２５２号証	査Ｃ第６号証	・　「工事名」の欄の「県立産業技術短期大学校本館塔屋ガラス屋根改

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
				修及び喫煙室設置工事」との記載，また，中ほどの「（入札・開札・見積）平成１６年８月９日１０：３０」との記載 ・　「当社価格」の項目の「１回目」，「２回目」及び「３回目」の欄の，「７，８５０，０００」，「７，４３０，０００」及び「７，１００，０００」との記載
１２９	岩手県立宮古病院麻酔科他改修工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	１４６枚目
		本査第２５３号証	査共第１２１号証	・　２枚目の上部の「平成１６年８月２４日（火）」との記載 ・　２枚目の右下の余白部分の「宮古病院改修　阿部，白根，佐々勇，佐々木　指名　~~ナシ~~，菊地，中村，畑中，各社ＴＥＬ，和山，小野新」との記載
		本査第２５４号証	査共第１２２号証	・　２枚目の上部の「平成１６年８月３０日（月）」との記載 ・　２枚目の「阿部」の欄の「報告事項」の項目の「・宮古病院　札の件　各社ＴＥＬ」との記載
		本査第２５５号証	査共第１２３号証	・　２枚目の上部の「平成１６年８月３１日（火）」との記載 ・　２枚目の「小成」の欄の「用件（内容）」の項目から「報告事項」の項目にわたっての「医療局　札廻し　佐々勇，中村，菊地，白根，佐々木」との記載
		本査第２５６号証	査共第１２４号証	１枚目
		本査第２５７号証	査共第１２５号証	・　「工事名」の欄の「岩手県立宮古病院麻酔科他改修工事」との記載，また，「入札」の欄の「日時」の欄の「平成１６年９月１日　午後１時３０分～」との記載 ・　「指名業者」の項目の「１　阿部建設」に対応

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
				した「第１回」，「第２回」及び「第３回」の項目の「８，１００，０００」，「７，０５０，０００」及び「６，７００，０００」との記載
		本査第２５８号証	査共第１２６号証	・　「工事名」の欄の「岩手県立宮古病院麻酔科他改修工事」との記載，また，「入札日」の欄の「平成１６年９月１日　１３：３０　医療局１階会議室」との記載 ・　「会社名」の項目の「白根建設」の欄に対応した「１回目」，「２回目」及び「３回目」の項目の「８，０００，０００」，「７，１００，０００」及び「６，７００，０００」との記載，また，「工事概要」の欄の「以下３０万以内」との記載
１３０	廃棄物選別施設新築工事	本査第１１６号証	査共第２号証	１０頁２段落目～１１頁１段落目
		本査第１６９号証	査共第４２号証	１４７枚目
		本査第２５９号証	査共第１２７号証	・　１枚目の「工事名」の欄の「廃棄物選別施設新築工事」との記載，「入札日」の欄の「平成１６年９月２８日　（火）　１０：３０」との記載 ・　１枚目の「当社応札金額」の欄の「①」及び「②」の欄の「３８７，０００，０００」及び「最低から２００万以内下げ」との記載
１３１	平成１６年度岩手県宮古児童相談所改修工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	１４８枚目
		本査第２６０号証	査共第１２８号証	・　２枚目の上部の「平成１６年９月２２日（火）」との記載 ・　２枚目の「小成」の欄の「用件（内容）」の項目の「・宮古児童相談所改修　各社ＴＥＬ」との記載
		本査第２６１号証	査共第１２９号証	・　２枚目の上部の「平成１６年９月２９日（水）」

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
				との記載 ・　２枚目の「報告事項」の項目の「小成」の欄から「阿部」の欄にわたっての「宮古児童相談所改修　市内札廻し　佐々勇，中村，白根，菊池　佐々木，阿部」との記載
１３２	県立農業大学校乾草施設等整備工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	１４９枚目及び１５０枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	１９頁２段落目～２０頁３段落目
		本査第２６２号証	査共第１３０号証	・　上部の「１６年９月１６日（木）」との記載 ・　「２０：５０」と記載の欄の右側の「請求書チェック検印」との記載の下の行の「※千田工業社長へ，農業大学内訳明細書をもらう件　Ｔｅ１にてＯＫ頂く，」との記載
		本査第２６３号証	査共第１３１号証	・　上部の「１６年１０月７日木」との記載 ・　「７：２０～」の欄の右側の「朝礼」との記載の４行下の「千田工業ハマノ氏来社，対談（内訳書持参）」との記載，また，その下の行の「県立大学見積り内訳書チェック」との記載
１３３	岩手県立花巻養護学校寄宿舎改築（建築）工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	１５１枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	・　４頁１段落目 ・　３３頁４段落目～３４頁１段落目

（注１）「番号」欄及び「工事名」欄記載の内容は，それぞれ，本案審決案別紙８における同欄記載の内容のうち該当する物件に係るものを転記したものである。

（注２）「本案審判証拠番号」欄記載の内容は，本案審決に係る審判手続における証拠番号等を記載したものである。

（注３）「課徴金審判証拠番号」欄記載の内容は，本件課徴金審判における証拠番号を記載したものである。

（注４）「関係箇所」欄記載の内容のうち，供述調書の関係箇所として「○頁○段落目」と記載しているものは，当該頁から段落の記載が始まるものを段落として数えて，また，頁左端から記載のある部分は段落としては数えずに，特定したものである。

（別紙４）

本案審決案別紙１０記載の５物件について
受注調整が行われていたとの認定に用いられた証拠

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
２９	中山間地域総合整備事業新田郷地区第１５号工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	３３枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	２４頁３段落目
５９	岩手県立花泉病院改修（建築）工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	６７枚目
		本査第２６４号証	査共第１３２号証	２枚目の「６／２１　東北農政局発注」と書き出しの頁の下部の「７／１６　花泉病院改修　１２５，２９／１４７，４　＝８５％　（本命）　佐々木組　１３０，５００　他社　１４４，５００　◎日本住宅　１２９，９５０　８８．２％（１，０３７）　いわい，南部土木，仁田工務店，丸卓」との記載
８７	岩手県立千厩病院透析棟増築（建築）工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	９６枚目
		本査第２６５号証	査共第１３３号証	・　上部の「開催日　平成１５年５月１４日（月）」との記載 ・　「営業関係」の欄の「５／２０　入札（千マヤ病院）→佐々木トップ　２１，６００万円　丸卓，日本住宅　？　→　８７％」との記載
１０９	岩手県立北上農業高等学校校舎大規模改造（建築）工事	本査第１６９号証	査共第４２号証	１２２枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	２８頁３段落目～２９頁３段落目
		本査第２６６号証	査共第１３４号証	・　「訪問先」の項目の「クロサワランディック」との記載；また，当該記載に対応した「業務内容」の項目の「・挨拶　受付けのみ．」との記載 ・　「訪問先」の項目の「ＴＳＴ」との記載，また，当該記載に対応した「業務内容」の項目の「・挨拶．大伸工業ＯＫとのこと．」との記載
１２６	県営宮野目アパート（４工区）	本査第１６９号証	査共第４２号証	１４３枚目
		本査第１７７号証	査共第６号証	３１頁１段落目

番号 （注１）	工事名 （注１）	本案審判 証拠番号 （注２）	課徴金審判 証拠番号 （注３）	関係箇所 （注４）
	建設（建築）工事	本査第２６７号証	査共第１３５号証	・ 上部の「１６年８月１１日」との記載 ・ 「訪問先」の項目の「照甲組」との記載，また，当該記載に対応した「業務内容」の項目の「・県営宮野目アパートの件で打合せ」との記載

（注１）「番号」欄及び「工事名」欄記載の内容は，それぞれ，本案審決案別紙８における同欄記載の内容のうち該当する物件に係るものを転記したものである。

（注２）「本案審判証拠番号」欄記載の内容は，本案審決に係る審判手続における証拠番号を記載したものである。

（注３）「課徴金審判証拠番号」欄記載の内容は，本件課徴金審判における証拠番号を記載したものである。

（注４）「関係箇所」欄記載の内容のうち，供述調書の関係箇所として「○頁○段落目」と記載しているものは，当該頁から段落の記載が始まるものを段落として数えて，また，頁左端から記載のある部分は段落としては数えずに，特定したものである。